

岐阜県公報

号 外 (二) 平 成 三 十 一 年 四 月 一 日

規 則

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十八号

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例施行規則の一部を改正する規則

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例施行規則（平成二十八年岐阜県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号を次のように改める。

三 申請者の属する世帯の全員の住民票の写し及び申請者が未成年であつて住民票では親権を行う者を確認することができないものである場合は、親権を行う者又は未成年後見人の確認ができる書類

別記第一号様式裏面中

添付書類

- 1 大学等に在学することを証明する書類
- 2 県内の高等学校等を卒業し、又は修了したことを証明する書類（ 1 ）
- 3 申請者（申請者が未成年である場合は、親権を行う者又は未成年後見人を含む。）の戸籍抄本（ 1 ）及び住民票
- 4 学業成績を証明する書類
- 5 生計を維持する者の収入の年額を証明する書類
- 6 連帯保証人の印の印鑑登録証明書（ 2 ）
- 1 は継続貸与申請時には添付不要
- 2 は継続貸与申請時には新規貸与申請時若しくは連帯保証人変更時から印鑑登録

を

目 次

規 則

○ 清流の国ぎふ大学生等奨学金条例施行規則の一部を改正する規則
（地域振興課） 一

○ 岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則
（防災課） 二

○ 岐阜県文化財保護条例施行規則
（文化伝承課） 三

○ 岐阜県文化財保護センター管理規則
（同） 四〇

○ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則
（同） 四五

○ 岐阜県特定診療科医師研修資金貸付規則の一部を改正する規則
（医療福祉連携推進課） 四五

○ 岐阜県会計規則の一部を改正する規則
（出納管理課） 六三

○ 岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則
（同） 六五

告 示

○ 岐阜県重要文化財等の指定基準、岐阜県重要無形文化財の保持者等の認定基準及び記録作成等の措置を講ずべき無形文化財等の基準
（文化伝承課） 六六

録の変更がない場合は添付不要		
「 添付書類 1 大学等に在学することを証明する書類 2 県内の高等学校等を卒業し、又は修了したことを証明する書類（ 1 ） 3 申請者の属する世帯の全員の住民票の写し及び申請者が未成年であって住民票では親権を行う者を確認することができるものである場合は、親権を行う者又は未成年後見人の確認ができる書類（ 1 ） 4 学業成績を証明する書類 5 生計を維持する者の収入の年額を証明する書類 6 連帯保証人の印の印鑑登録証明書（ 2 ） 1 は、継続貸与申請の場合は、添付不要。ただし、住民票の写しは、継続貸与申請の場合も添付すること。 2 は、継続貸与申請の場合において、新規貸与申請時又は連帯保証人変更時から印鑑登録の変更がないときは、添付不要 」		
改め、同様式裏面備考第一号中「 面載する 」を「 面載する 」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。		
岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成三十一年四月一日 岐阜県知事 古 田 肇		
岐阜県規則第三十九号 岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則 岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則（昭和三十七年岐阜県規則第八十九号）の一部を次のように改正する。 第六条第三項第一号中「危機管理政策課」を「防災課」に改める。 別表第二清流の国推進部の部地域振興班の項の次に次のように加える。 外国人活躍・清流の国推進部 共生社会推進 外国人活躍・共生 在住外国人等に係る災害対策の連絡調整 に 関すること。		
班	社会推進課長	別表第二危機管理部の部危機管理政策班の項第四号を削り、同部原子力防災班の項第六号中「危機管理政策課岐阜地域防災係」を「防災課岐阜地域防災係」に改め、同部防災班の項第六号中「及び危機管理政策課岐阜地域防災係」を削り、同項に次の一号を加える。 14 岐阜県防災情報通信システムの管理運用に関すること。 別表第二健康福祉部の部女性の活躍推進班の項中「女性の活躍推進班」を「男女共同参画・女性の活躍推進班」に、「女性の活躍推進課長」を「男女共同参画・女性の活躍推進課長」に改め、同表商工労働部の部労働雇用班の項中 「国際たくみアカデミー及び木工芸術スクール の災害対策及び連絡調整に関すること。」 を 「 1 国際たくみアカデミー及び木工芸術スクール の災害対策及び連絡調整に関すること。 2 テクノプラザエリア関連施設（労働雇用課所管分）の災害対策及び連絡調整に関すること。」 に改
家畜防疫対策班	農政部 家畜防疫対策課長	1 家畜の防疫及び診断に関すること。 2 家畜保健衛生所の災害対策に関すること。
別表第三災害情報集約チームの項中「広報課長」及び「行政管理班」を削り、同表被災者支援チームの項中「防災課防災対策監」を「危機管理政策課管理調整監」に改める。 別表第四岐阜支部の項中「危機管理政策課内」を「防災課内」に改める。 別表第五建築班の項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「総合庁舎」を「建築物・宅地」に改め、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。 2 住宅の災害対策に関すること。		

別表第五建築班の項第四号中「その他」の下に「建築関係の」を加え、同号を同項第三号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第二商工労働部の部労働雇用班の項及び産業技術班の項の改正規定は、平成三十一年五月一日から施行する。

岐阜県文化財保護条例施行規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十号

岐阜県文化財保護条例施行規則

(総則)

第一条 この規則は、岐阜県文化財保護条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十七号、以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第二条 次の各号に掲げる指定を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。

一 条例第三条第一項の規定による岐阜県重要文化財（以下「県重要文化財」という。）の指定 別記第一号様式

二 条例第七条第一項の規定による岐阜県重要無形文化財（以下「県重要無形文化財」という。）の指定 別記第二号様式

三 条例第七条の六第一項の規定による岐阜県重要有形民俗文化財（以下「県重要有形民俗文化財」という。）の指定 別記第三号様式

四 条例第七条の六第一項の規定による岐阜県重要無形民俗文化財（以下「県重要無形民俗文化財」という。）の指定 別記第四号様式

五 条例第八条第一項の規定による岐阜県史跡、岐阜県名勝又は岐阜県天然記念物（以下「県記念物」と総称する。）の指定 別記第五号様式

(指定の同意)

第三条 条例第三条第二項、第七条の六第二項及び第八条第二項の規定による県重要文

化財、県重要有形民俗文化財及び県記念物の指定の同意は、別記第六号様式による。

(指定等の告示)

第四条 条例第三条第三項（条例第四条第二項において準用する場合を含む。）、第四条第四項（条例第七条の七第五項及び第九条第三項において準用する場合を含む。）、第七条の六第三項（条例第七条の七第二項において準用する場合を含む。）及び第八条第三項（条例第九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、文化財の指定番号、種別、種目、名称、員数、内容及び所在地並びに文化財の所有者の氏名又は名称及び住所について行うものとする。

2 条例第七条第三項（条例第七条の二第三項において準用する場合を含む。）及び第七条の二第五項の規定による告示は文化財の指定番号、種別、種目、名称及び内容並びに保持者又は保持団体の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地について、条例第七条の六第六項（条例第七条の七第三項において準用する場合を含む。）及び第七条の七第六項の規定による告示は文化財の指定番号、種別、種目、名称及び内容並びに技芸者の氏名又は技芸団体の名称について行うものとする。

(指定書等)

第五条 次の各号に掲げる指定書及び認定書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 条例第三条第五項の規定により県重要文化財の所有者に交付する指定書 別記第七号様式

二 条例第七条第四項の規定により県重要無形文化財の保持者又は保持団体に交付する認定書 別記第八号様式

三 条例第七条の六第五項の規定により県重要有形民俗文化財の所有者に交付する指定書 別記第九号様式

2 条例第八条第三項の規定による県記念物の所有者及び権原に基づく占有者に対する通知は、別記第十号様式による。

(再交付)

第六条 前条に規定する指定書、認定書若しくは通知書が滅失し、若しくは破損し、又はこれらを亡失し、若しくは盗み取られたときは、その再交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、別記第十一号様式による申請書により行うものとする。
(指定管理者の告示)

第七条 条例第四条の第三項（条例第四条の六第二項（条例第七条の九及び第九条の第二第三項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、指定管理者の氏名又は名称及び住所並びに当該指定管理者の管理に係る県重要文化財、県重要有形民俗文化財及び県記念物の指定番号、種別、種目、名称及び所在地について行うものとする。
（届出等）

第八条 次の各号に掲げる届出の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 条例第六条第一項第一号（条例第七条の九、第九条の二第三項及び第十条において準用する場合を含む。）の規定による届出 別記第十二号様式

二 条例第六条第一項第二号（条例第七条の九、第九条の二第三項及び第十条において準用する場合を含む。）の規定による届出 別記第十三号様式

三 条例第六条第一項第三号（条例第七条の九、第九条の二第三項及び第十条において準用する場合を含む。）の規定による届出 別記第十四号様式

四 条例第六条第二項（条例第七条の九において準用する場合を含む。）又は第十条の四第一項の規定による届出 別記第十五号様式

五 条例第六条第三項（条例第七条の九及び第九条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出 別記第十六号様式

六 条例第六条第四項（条例第七条の九において準用する場合を含む。）の規定による届出 別記第十七号様式

七 条例第六条第六項の規定による届出 別記第十八号様式

八 条例第七条の三の規定による保持者又は保持団体の氏名等の変更の届出 別記第十九号様式

九 条例第七条の三の規定による保持者又は保持団体の死亡等の届出 別記第二十号様式

十 条例第七条の八第一項の規定による届出 別記第二十一号様式

十一 条例第十条の三第一項の規定による届出 別記第二十二号様式

十二 条例第十条の四第二項の規定による届出 別記第二十三号様式

2 条例第六条第六項又は第十条の三第一項の規定による届出を行った者は、当該届出に係る修理又は復旧が終了したときは、その結果を示す写真又は見取図を添えて、遅滞なく、その旨を知事に報告するものとする。

3 条例第七条の八第一項の規定による届出を行った者は、当該届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了したときは、遅滞なく、その旨を知事に報告するものとする。

（届出を要しない場合等）

第九条 条例第六条第四項ただし書（条例第七条の九において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 条例第四条の二（条例第四条の第三項（条例第七条の九において準用する場合を含む。）の第四項の五第四項（条例第七条の九において準用する場合を含む。）及び第七条の九において準用する場合を含む。）の指示を受けて行う管理又は修理のため所在の場所を変更しようとするとき。

二 条例第五条（条例第七条の九において準用する場合を含む。）の規定による補助金の交付を受けて行う管理又は修理のため所在の場所を変更しようとするとき。

三 条例第五条の二第一項又は第二項（条例第七条の九において準用する場合を含む。）の規定による勧告を受けて出品し、又は公開するため所在の場所を変更しようとするとき。

四 条例第五条の三第一項の許可を受けて、又は条例第七条の八第一項の規定による届出をして現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為をするため所在の場所を変更しようとするとき。

五 条例第六条第六項の規定による届出をして行う修理のため所在の場所を変更しようとするとき。

六 条例第六条第四項（条例第七条の九において準用する場合を含む。）の規定による届出をして、又は前各号に規定する理由により所在の場所を変更した後、変更前の所在の場所又は指定書記載の所在の場所に復するため所在の場所を変更しようとするとき。

七 前各号に掲げる場合以外の場合であつて所在の場所の変更が三十日を超えないとき。

2 条例第六条第四項ただし書（条例第七条の九において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる場合は、火災、震災、風水害その他の災害に際し所在の場所を変更しようとする場合その他所在の場所を変更するについて緊急やむを得ない事由がある場合とする。

3 前項の規定による届出の様式は、別記第十七号様式に準ずるものとする。

(許可申請等)

第十条 条例第五条の三第一項又は第十条の二第一項の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下この条において「現状変更等」という。)の許可を受けようとする者は、別記第二十四号様式による現状変更等許可申請書を知事に提出しなければならない。

2 条例第五条の三第一項ただし書に規定する規則で定める維持の措置の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 県重要文化財が毀損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県重要文化財をその指定当時の原状(指定後において県重要文化財の現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

二 県重要文化財が毀損している場合において、当該毀損の拡大を防止するため応急の措置を執るとき。

3 条例第十条の二第一項ただし書に規定する規則で定める維持の措置の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 県記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

二 県記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置を執るとき。

三 県記念物の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において当該部分を除去するとき。

4 条例第五条の三第一項又は第十条の二第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等に着手し、及びこれを終了したときは、遅滞なく、その旨を知事に報告するものとする。この場合において、終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(審議会)

第十一条 条例第十一条の岐阜県文化財保護審議会(以下「審議会」という。)の庶務は、環境生活部県民文化局文化伝承課において処理する。

2 条例及び前項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(台帳)

第十二条 知事は、次に掲げる台帳を備えるものとする。

一 県重要文化財台帳(別記第二十五号様式)

二 県重要無形文化財台帳(別記第二十六号様式)

三 県重要有形民俗文化財台帳(別記第二十七号様式)

四 県重要無形民俗文化財台帳(別記第二十八号様式)

五 県記念物台帳(別記第二十九号様式)

(書類の提出)

第十三条 条例又はこの規則の規定により知事に対してする書類の提出は、市町村教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の規定により、市町村の条例で定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた市町村にあつては、当該市町村の長)を経由してすることができる。

(委任)

第十四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称) ㊟

岐阜県重要文化財指定申請書

下記のものについて、岐阜県文化財保護条例第3条第1項の規定による岐阜県重要文化財の指定を受けたいので申請します。

記

- 1 名 称
- 2 員 数
- 3 所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 市町村の指定年月日
- 6 内容(構造、形式、品質、形状、寸法、重量等)
- 7 作者及び製作又は建築の年代又は時代
- 8 史実、由来等
- 9 銘文、墨書等
- 10 その他参考となるべき事項

添付書類

- 1 見取図、写真その他参考資料
- 2 指定を受けようとするものに係る権利関係者の氏名及び住所並びに権利の内容を記載した書類その他権利関係を証明するに足りる書類

第2号様式（第2条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

㊟

岐阜県重要無形文化財指定申請書

下記のものについて、岐阜県文化財保護条例第7条第1項の規定による岐阜県重要無形文化財の指定を受けたいので申請します。

記

- 1 名 称
- 2 保持者の氏名（芸名、雅号）又は保持団体の名称及び代表者の氏名
- 3 保持者の住所又は保持団体の事務所の所在地
- 4 市町村の指定年月日
- 5 内容（芸能の様式、歌詞等及び工芸の製作過程の概要等）
- 6 行われる時期及び場所
- 7 史実、由来等
- 8 保持者の経歴又は保持団体の沿革
- 9 その他参考となるべき事項

添付書類

文献、写真その他参考資料

第3号様式 (第2条関係)

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称)

㊞

岐阜県重要有形民俗文化財指定申請書

下記のものについて、岐阜県文化財保護条例第7条の6第1項の規定による岐阜県重要有形民俗文化財の指定を受けたいので申請します。

記

- 1 名 称
- 2 員 数
- 3 所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 市町村の指定年月日
- 6 内容 (構造、形式、品質、形状、寸法、重量等)
- 7 製作地、製作者、製作の年代又は時代及び製作法
- 8 使用地、使用者、使用の年代又は時代及び使用法
- 9 由来等
- 10 その他参考となるべき事項

添付書類

- 1 写真その他参考資料
- 2 指定を受けようとするものに係る権利関係者の氏名及び住所並びに権利の内容を記載した書類その他権利関係を証明するに足りる書類

第4号様式（第2条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

㊞

岐阜県重要無形民俗文化財指定申請書

下記のものについて、岐阜県文化財保護条例第7条の6第1項の規定による岐阜県重要無形民俗文化財の指定を受けたいので申請します。

記

- 1 名 称
- 2 市町村の指定年月日
- 3 内 容
- 4 行われる時期及び場所
- 5 由来等
- 6 技芸者の氏名及び住所又は技芸団体の名称及び事務所の所在地
- 7 技芸者の経歴又は技芸団体の沿革
- 8 その他参考となるべき事項

添付書類

文献、写真その他参考資料

第5号様式 (第2条関係)

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称)

㊟

史 跡
岐阜県名 勝指定申請書
天然記念物

下記のものについて、岐阜県文化財保護条例第8条第1項の規定による岐阜県
史 跡
名 勝の指定を受けたいので申請します。
天然記念物

記

- 1 名 称
- 2 所在地 (地番、地目、地積等を含む。)
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 市町村の指定年月日
- 5 現状及び内容
- 6 史実、由来等
- 7 その他参考となるべき事項

添付書類

- 1 位置図、実測図、土地の登記事項証明書、地積図、写真その他参考資料
- 2 指定を受けようとするものに係る権利関係者の氏名及び住所並びに権利の内容を記載した書類その他権利関係を証明するに足りる書類

第6号様式（第3条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所（所在地）

氏 名（名 称） ㊟

指 定 同 意 書

私の所有（占有）する下記の文化財が岐阜県重要文化財（岐阜県重要有形民俗文化財、岐阜県史跡、岐阜県名勝、岐阜県天然記念物）に指定されることに同意します。

記

- 1 名 称
- 2 員 数
- 3 所在地

第 7 号様式 (第 5 条関係)

(表)

		割 印			
岐重第 号					
岐阜県重要文化財指定書					
名 称		員 数			
(構造及び形式又は寸法、重量若しくは材質その他の特徴)					
上記のものを岐阜県文化財保護条例第 3 条第 1 項の規定により岐阜県重要文化財に指定します。					
年 月 日					
岐阜県知事					印

(裏)

所有者氏名		住 所	文化財所在地	交付又は再 交付年月日	変更年月日
所 有 者 変 更 欄					

備考

1 次の場合は、この指定書を添えて届け出てください。

(1) 所有者が変更したとき。

(2) 所有者の氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。

2 この指定書が滅失し、若しくは破損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、再交付を申請することができます。

(注) 指定書を再交付する場合は、指定書の右上に㊟印を押印すること。

第8号様式 (第5条関係)

(表)

		割 印			
岐阜県第 号					
様		認 定 書			
(芸名、雅号等)					
		年 月 日〔生 創立〕			
岐阜県文化財保護条例第7条第2項の規定により岐阜県重要無形文化財の					
〔保持者〕 〔保持団体〕として認定します。					
年 月 日					
岐阜県知事					印

(裏)

認定の要件

交付の年月日

再交付の年月日

備考

- 1 保持者が氏名、芸名、雅号等を変更したとき又は保持団体が名称を変更したときは、この認定書と引き換えに再交付します。
- 2 保持者又は保持団体が認定を解除されたときは、この認定書を返付してください。
- 3 この認定書が滅失し、若しくは破損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、再交付を申請することができます。

(注) 認定書を再交付する場合は、認定書の右上に㊟印を押印すること。

第 9 号様式 (第 5 条関係)

(表)

割 印	
岐重有民 第 号	
岐阜県重要有形民俗文化財指定書	
名 称	員 数
(形状、寸法、重量又は品質その他内容を示す事項)	
上記のものを岐阜県文化財保護条例第 7 条の 6 第 1 項の規定により岐阜県重要有形民俗文化財に指定します。	
年 月 日	
岐阜県知事	
印	

(裏)

所有者氏名	住 所	文化財所在地	交付又は再 交付年月日	変更年月日
所 有 者 変 更 欄				

備考

1 次の場合は、この指定書を添えて届け出てください。

(1) 所有者が変更したとき。

(2) 所有者の氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。

2 この指定書が滅失し、若しくは破損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、再交付を申請することができます。

(注) 指定書を再交付する場合は、指定書の右上に㊟印を押印すること。

第10号様式 (第5条関係)

(表)

〔 史 名 天 〕 第 号	割 印	
〔 史 跡 名 勝 天然記念物 〕 指定通知書		
名 称 員 数 (形状、寸法、重量又は面積その他内容を示す事項) 上記のものを岐阜県文化財保護条例第8条第1項の規定により岐阜県 〔 史 跡 名 勝 天然記念物 〕 に指定しましたので通知します。 年 月 日 岐阜県知事 印		

(裏)

	所有者(占有者)氏名	住 所	文化財所在地	交付又は再交付年月日	変更年月日
所有者(占有者)欄					

備考

- 1 次の場合は、この指定通知書を添えて届け出てください。
 - (1) 所有者又は占有者が変更したとき。
 - (2) 所有者又は占有者の氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
 - (3) 指定地域内の土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったとき。
- 2 この指定通知書が滅失し、若しくは破損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、再交付を申請することができます。

(注) 指定通知書を再交付する場合は、指定通知書の右上に㊟印を押印すること。

第11号様式 (第 6 条関係)

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称) ㊟

指 定 書
指 定 通 知 書 再 交 付 申 請 書
認 定 書

指 定 書が滅失し (破損し)
下記のとおり指定通知書を亡失し (盗み取られ) ましたので、岐阜県文化財保護条例
認 定 書
施行規則第 6 条第 1 項の規定により再交付を申請します。

記

- 1 指定文化財の種別、名称及び員数
- 2 指定書 (指定通知書、認定書) の記号番号
- 3 指定 (認定) 年月日
- 4 所有者 (指定管理者) 又は保持者 (保持団体) の氏名又は名称及び住所 (事務所の所在地)
- 5 滅失 (破損、亡失、盗難) の年月日
- 6 滅失 (破損、亡失、盗難) の状況
- 7 その他参考となるべき事項

添付書類

滅失等の事実を証明するに足る書類等 (破損の場合にあっては、破損した指定書)

第12号様式（第8条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

㊞

滅 失 等 届 出 書

下記のとおり滅失し（毀損し、亡失し、盗み取られ）ましたので、岐阜県文化財保護条例（第7条の9、第9条の2第3項、第10条において準用する）第6条第1項第1号の規定により届け出ます。

記

- 1 指定文化財の種別、名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書又は指定通知書の記号番号
- 3 指定文化財の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 指定管理者がある場合は、その氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地
- 7 滅失（毀損、亡失、盗難）の事実の生じた日時及び場所
- 8 滅失（毀損、亡失、盗難）の事実の生じた当時における管理の状況
- 9 滅失（毀損、亡失、盗難）の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度
- 10 滅失（毀損、亡失、盗難）の事実を知った日
- 11 滅失（毀損、亡失、盗難）の事実を知った後に執られた措置
- 12 その他参考となるべき事項

添付書類

滅失等の状態を示す写真、見取図その他の書類

第13号様式 (第8条関係)

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称)

㊟

所 有 者 氏 名 等 変 更 届 出 書

下記のとおり所有者の氏名 (名称、住所) を変更しましたので、岐阜県文化財保護条例 (第7条の9、第9条の2第3項、第10条において準用する) 第6条第1項第2号の規定により指定書 (指定通知書) を添えて届け出ます。

記

- 1 指定文化財の種別、名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書又は指定通知書の記号番号
- 3 指定文化財の所在地
- 4 変更前の氏名 (名称、住所)
- 5 変更後の氏名 (名称、住所)
- 6 変更新月日
- 7 変更の理由
- 8 その他参考となるべき事項

第14号様式（第8条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所（所在地）

氏 名（名 称） ㊟

管理責任者選任（解任）届出書

下記のとおり管理責任者を選任（解任）しましたので、岐阜県文化財保護条例（第7条の9、第9条の2第3項、第10条において準用する）第6条第1項第3号の規定により届け出ます。

記

- 1 指定文化財の種別、名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書又は指定通知書の記号番号
- 3 指定文化財の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者の氏名及び住所
- 6 選任の場合は、管理責任者の職業及び年齢
- 7 選任（解任）の年月日
- 8 選任（解任）の理由
- 9 その他参考となるべき事項

第15号様式 (第 8 条関係)

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称)

㊟

所 有 者 変 更 届 出 書

下記のとおり所有者を変更しましたので、岐阜県文化財保護条例 (第 7 条の 9、第10条の 4 第 1 項において準用する) 第 6 条第 2 項の規定により指定書 (指定通知書) を添えて届け出ます。

記

- 1 指定文化財の種別、名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書又は指定通知書の記号番号
- 3 指定文化財の所在地
- 4 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 6 変更の年月日
- 7 変更の理由
- 8 その他参考となるべき事項

添付書類

所有権の移転を証明する書類

第16号様式（第8条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

㊞

管理責任者
指定管理者 氏名等変更届出書

下記のとおり管理責任者の氏名（住所）
指定管理者の氏名（名称、住所、事務所の所在地）を変更しましたので、
岐阜県文化財保護条例（第7条の9、第9条の2第3項において準用する）第6条第3
項の規定により届け出ます。

記

- 1 指定文化財の種別、名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書又は指定通知書の記号番号
- 3 指定文化財の所在地
- 4 変更前の氏名（住所）
氏名（名称、住所、事務所の所在地）
- 5 変更後の氏名（住所）
氏名（名称、住所、事務所の所在地）
- 6 変更の年月日
- 7 変更の理由
- 8 その他参考となるべき事項

第17号様式 (第 8 条関係)

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称)

㊟

所 在 場 所 変 更 届 出 書

下記のとおり所在の場所を変更しますので、岐阜県文化財保護条例 (第 7 条の 9 において準用する) 第 6 条第 4 項の規定により届け出ます。

記

- 1 指定文化財の種別、名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 5 指定管理者がある場合は、その氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地
- 6 現在の所在の場所
- 7 変更後の所在の場所
- 8 変更しようとする年月日
- 9 変更しようとする理由
- 10 現在の所在の場所又は変更後の所在の場所が指定書記載の所在の場所と異なる場合において、その指定書記載の場所に復することが明らかな場合は、そのこと及び時期
- 11 その他参考となるべき事項

第18号様式（第8条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

印

修 理 届 出 書

下記のとおり修理しますので、岐阜県文化財保護条例第6条第6項の規定により届け出ます。

記

- 1 岐阜県重要文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 岐阜県重要文化財の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 指定管理者がある場合は、その氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地
- 7 修理を必要とする理由
- 8 修理の内容及び方法
- 9 修理のため所在の場所を変更する場合は、変更後の所在の場所並びに修理後復すべき所在の場所及びその時期
- 10 修理の着手及び終了の予定時期
- 11 修理施行者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地
- 12 その他参考となるべき事項

添付書類

- 1 設計仕様書
- 2 修理しようとする箇所の写真又は見取図
- 3 修理しようとする者が指定管理者である場合は、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

第19号様式 (第8条関係)

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称) ㊟

保 持 者 の氏名等変更届出書
保 持 団 体

下記のとおり保 持 者 の氏名 (芸名、雅号、住所) を変更しましたの
保持団体 の名称 (代表者、構成員、事務所の所在地) で、岐阜県文化財保護条例第7条の3の規定により認定書を添えて届け出ます。

記

- 1 岐阜県重要無形文化財の名称
- 2 認定年月日及び認定書の記号番号
- 3 変更前の氏名 (芸名、雅号、住所)
名称 (代表者の氏名、構成員、事務所の所在地)
- 4 変更後の氏名 (芸名、雅号、住所)
名称 (代表者の氏名、構成員、事務所の所在地)
- 5 変更の年月日
- 6 変更の理由
- 7 その他参考となるべき事項

第20号様式 (第8条関係)

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称) ㊟

保 持 者 の 死 亡 届 出 書
保 持 団 体 の 解 散 等

下記のとおり保持者が死亡しましたので、岐阜県文化財保護条例第7条の
保持団体の解散 (消滅)
3の規定により届け出ます。

記

- 1 岐阜県重要無形文化財の名称
- 2 認定年月日及び認定書の記号番号
- 3 保持者であった者 氏名及び住所
保持団体であった団体の名称及び事務所の所在地
- 4 死 亡 の年月日
解散 (消滅)
- 5 死 亡 の理由
解散 (消滅)
- 6 その他参考となるべき事項

第21号様式 (第 8 条関係)

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称)

㊦

現 状 変 更 等 届 出 書

下記のとおり現 状 変 更
保存に影響を及ぼす行為をしますので、岐阜県文化財保護条例第 7 条の

8 第 1 項の規定により届け出ます。

記

- 1 岐阜県重要有形民俗文化財の名称
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 岐阜県重要有形民俗文化財の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 指定管理者がある場合は、その氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地
- 7 現 状 変 更
保存に影響を及ぼす行為を必要とする理由
- 8 現 状 変 更
保存に影響を及ぼす行為の内容及び実施の方法
- 9 現 状 変 更
保存に影響を及ぼす行為のため所在の場所を変更する場合は、変更後の所在の場所
並びに現 状 変 更
保存に影響を及ぼす行為の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- 10 現 状 変 更
保存に影響を及ぼす行為の着手及び終了の予定時期
- 11 現 状 変 更
保存に影響を及ぼす行為に係る工事その他の行為の施行者の氏名又は名称及び住所
又は事務所の所在地
- 12 その他参考となるべき事項

添付書類

- 1 現状変更等の設計仕様書、設計図又は計画書
- 2 現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図
- 3 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料がある場合は、その資料
- 4 届出者が所有者以外の者である場合は、所有者の意見書
- 5 管理責任者（指定管理者）がある場合において、届出者が管理責任者（指定管理者）以外の者であるときは、管理責任者（指定管理者）の意見書

第22号様式（第8条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所（所在地）

氏 名（名 称） 印

復 旧 届 出 書

下記のとおり復旧しますので、岐阜県文化財保護条例第10条の3第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 岐阜県史跡、岐阜県名勝又は岐阜県天然記念物の別及び名称
- 2 指定年月日及び指定通知書の記号番号
- 3 岐阜県史跡、岐阜県名勝又は岐阜県天然記念物の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 6 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 7 指定管理者がある場合は、その氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地
- 8 復旧を必要とする理由
- 9 復旧の内容及び方法
- 10 復旧の着手及び終了の予定時期
- 11 復旧施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 12 その他参考となるべき事項

添付書類

- 1 設計仕様書
- 2 復旧しようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧しようとする箇所の写真及び図面
- 3 復旧しようとする者が指定管理者である場合は、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

第23号様式 (第 8 条関係)

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称)

㊞

土 地 所 在 等 異 動 届 出 書

下記のとおり土地の所在 (地番、地目、地積) に異動がありましたので、岐阜県文化財保護条例第10条の 4 第 2 項の規定により指定通知書を添えて届け出ます。

記

- 1 岐阜県史跡、岐阜県名勝又は岐阜県天然記念物の別及び名称
- 2 指定年月日及び指定通知書の記号番号
- 3 岐阜県史跡、岐阜県名勝又は岐阜県天然記念物の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 指定管理者がある場合は、その氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地
- 7 異動前の土地の所在 (地番、地目、地積)
- 8 異動後の土地の所在 (地番、地目、地積)
- 9 その他参考となるべき事項

添付書類

地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本

第24号様式（第10条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

㊟

現 状 変 更 等 許 可 申 請 書

下記のとおり現 状 変 更
保存に影響を及ぼす行為をしたいので、岐阜県文化財保護条例第5条の

3第1項（第10条の2第1項）の規定により申請します。

記

- 1 指定文化財の種別、名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書又は指定通知書の記号番号
- 3 指定文化財の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 6 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 7 指定管理者がある場合は、その氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地
- 8 現 状 変 更
保存に影響を及ぼす行為を必要とする理由
- 9 現 状 変 更
保存に影響を及ぼす行為の内容及び実施の方法
- 10 現 状 変 更
保存に影響を及ぼす行為のため所在の場所を変更しようとする場合は、変更後の所
在の場所並びに現 状 変 更
保存に影響を及ぼす行為の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- 11 現 状 変 更
保存に影響を及ぼす行為の着手及び終了の予定時期
- 12 現 状 変 更
保存に影響を及ぼす行為に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称
及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 13 その他参考となるべき事項

添付書類

- 1 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 2 現状変更等をしようとする箇所の写真若しくは見取図又は現状変更等に係る地域の
写真若しくは実測図
- 3 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料がある場合は、その資料
- 4 許可申請者が所有者（占有者）以外の者である場合は、所有者（占有者）の承諾書
- 5 管理責任者（指定管理者）がある場合において、許可申請者が管理責任者（指定管
理者）以外の者であるときは、管理責任者（指定管理者）の承諾書

第25号様式 (第12条関係)

(表)

岐阜県重要文化財

(種目)

指 定 番 号	岐重第 号	県指定 年月日	年 月 日	市町村指定 年 月 日	年 月 日
名 称					
所 在 地					
内 容	員 数				
	構造及び形式、 床面積、高さ等				
	品 質 及 び 形 状				
	寸 法 及 び 重 量				
	建造又は製作の 年 代 又 は 時 代				
	作 者				
史 実 及 び 由 来 等					

(写真、実測図その他の資料添付)

(裏)

指 定 理 由				
そ の 他				
保 存 事 業 費 補 助				
年 月 日	県 補 助 額	市町村費 補 助 額	補 助 対 象	備 考
・ ・				
・ ・				
・ ・				
・ ・				
所 有 者 又 は 指 定 管 理 者				
氏 名 名 称	住 務 所 の 所 在 地		交付又は再交付 年 月 日	変 更 年 月 日
			・ ・	・ ・
			・ ・	・ ・
			・ ・	・ ・
			・ ・	・ ・

第26号様式（第12条関係）

(表)

岐阜県重要無形文化財

(種目)

指 定 番 号	岐重無第 号	県指定 年月日	年 月 日	市町村指定 年 月 日	年 月 日
名 称					
保 持 者 の 氏 名 (芸名、雅号等) 保持団体の名称 及 び 代 表 者 名					
保 持 者 の 住 所 保持団体の事務所 の 所 在 地					
内 容					
史 実 及 び 由 来 等					

(写真その他の資料添付)

(裏)

指 定 理 由				
そ の 他				
保 存 事 業 費 補 助				
年 月 日	県 補 助 額	市町村費 補 助 額	補 助 対 象	備 考
・ ・				
・ ・				
・ ・				
・ ・				
保 持 者 又 は 保 持 団 体				
氏 名	住 所 事 務 所 の 所 在 地	認 定 年 月 日	備 考	
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		

第27号様式 (第12条関係)

(表)

岐阜県重要有形民俗文化財

(種目)

指 定 番 号	岐重有民第 号	県指定 年月日	年 月 日	市町村指定 年 月 日	年 月 日
名 称					
所 在 地					
内 容	員 数				
	品 質 及 び 形 状				
	寸 法 及 び 重 量				
	製作地、製作者、 製作の年代又は 時代及び製作法				
	使用地、使用者、 使用の年代又は 時代及び使用法				
	採集地、採集年月 及 び 採 集 経 路				
由 来 等					

(写真、図面その他の資料添付)

(裏)

指 定 理 由				
そ の 他				
保 存 事 業 費 補 助				
年 月 日	県 補 助 額	市 町 村 費 補 助 額	補 助 対 象	備 考
・ ・				
・ ・				
・ ・				
・ ・				
所 有 者 又 は 指 定 管 理 者				
氏 名 称	住 務 所 の 所 在 地		交付又は再交付 年 月 日	変 更 年 月 日
			・ ・	・ ・
			・ ・	・ ・
			・ ・	・ ・
			・ ・	・ ・

第28号様式 (第12条関係)

(表)

岐阜県重要無形民俗文化財

(種目)

指 定 番 号	岐重無民第 号	県指定 年月日	年 月 日	市町村指定 年 月 日	年 月 日
名 称					
内 容					
由 来 等					

(写真その他の資料添付)

(裏)

指 定 理 由				
そ の 他				
保 存 事 業 費 補 助				
年 月 日	県 補 助 額	市 町 村 費 補 助 額	補 助 対 象	備 考
・ ・				
・ ・				
・ ・				
・ ・				
技 芸 者 又 は 技 芸 団 体				
氏 名	名 称	住 所 事 務 所 の 所 在 地	備 考	

第29号様式 (第12条関係)

(表)

岐阜県史跡・岐阜県名勝・岐阜県天然記念物 (種目)

指 定 号	史 跡 第 号	県指定 年月日	年 月 日	市町村指定 年 月 日	年 月 日
名 称					
所 在 地					
現 状	地 番 、 地 目 及 び 地 積				
	そ の 他				
管 理	施 設				
	そ の 他				
史 実 及 び 由 来 等					

(写真、地図、実測図その他の資料添付)

(裏)

指 定 理 由				
そ の 他				
保 存 事 業 費 補 助				
年 月 日	県 補 助 額	市 町 村 費 補 助 額	補 助 対 象	備 考
・ ・				
・ ・				
・ ・				
・ ・				
所 有 者 又 は 指 定 管 理 者				
氏 名 名 称	住 務 所 の 所 在 地		交付又は再交付 年 月 日	変 更 年 月 日
			・ ・	・ ・
			・ ・	・ ・
			・ ・	・ ・
			・ ・	・ ・

岐阜県文化財保護センター管理規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十一号

岐阜県文化財保護センター管理規則

(総則)

第一条 この規則は、岐阜県立学校以外の教育機関の設置に関する条例(昭和三十六年岐阜県条例第四号)第四条の規定に基づき、岐阜県文化財保護センター(以下「センター」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(出土品の貸出し)

第二条 センターが保管する出土品について、展示等を目的に貸出しを受けようとする者は、文化財保護センター保管出土品貸出し許可申請書(別記第一号様式)を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可に管理上必要な条件を付することができる。

3 知事は、第一項の規定により貸出しを許可したときは、文化財保護センター保管出土品貸出し許可書(別記第二号様式)を申請者に交付するものとする。

4 知事は、貸出しの許可を受けた者が虚偽の申請により許可を受けたとき、又は許可の条件に従わないときは、その許可を取り消すことができる。

(資料の特別利用)

第三条 学術上の調査研究等のためセンターが保管する出土品その他の資料の閲覧、撮影、模写、複製等の行為(以下「特別利用」という。)をしようとする者は、文化財保護センター資料特別利用許可申請書(別記第三号様式)を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定により特別利用を許可したときは、文化財保護センター資料特別利用許可書(別記第四号様式)を申請者に交付するものとする。

3 前条第二項及び第四項の規定は、第一項の許可について準用する。
(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、知事

が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第 1 号様式（第 2 条関係）

文化財保護センター保管出土品貸出許可申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名）

文化財保護センター保管出土品の貸出しを受けたいので下記のとおり申請します。

記

利 用 目 的				
借 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)			
利 用 場 所				
借 用 出 土 品	出土品番号	出 土 品 名	数 量	備 考
保管及び輸送方法				
利 用 責 任 者 名 及 び 連 絡 先				

注 1 展示等の概要が分かる資料を添付すること。

2 出土品番号は、センターが刊行した発掘調査報告書のシリーズ番号と出土品の
掲載番号を組み合わせたものとする。こと。（例 第10集250番→10—250）

第 2 号様式 (第 2 条関係)

文化財保護センター保管出土品貸出許可書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事 印

年 月 日付けで申請のあった文化財保護センター保管出土品の貸出し
については、下記のとおり許可します。

記

利 用 目 的				
貸 出 期 間	年 月 日から 日まで (日間)			
利 用 場 所				
貸 出 出 土 品	出 土 品 番 号	出 土 品 名	数 量	備 考
保管及び輸送方法				
貸 出 許 可 条 件	1 貸出しの許可を受けた者（以下「借受人」という。）は、貸出しを受けた出土品の取扱いに十分注意すること。 2 貸出しに伴う一切の費用は、借受人が負担すること。 3 借受人は、本書記載内容を変更しようとする場合は、あらかじめ当センターに連絡すること。 4 借受人は、出土品を故意又は過失により毀損したときは、直ちに当センターに連絡し、当センターの指導のもとに修復すること。 5 前各号に掲げる事項のほか、当センター職員の指示に従うこと。			

第3号様式（第3条関係）

文化財保護センター資料特別利用許可申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名）

文化財保護センター資料の特別利用をしたいので、下記のとおり申請します。

記

利用の目的又は用途			
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）		
利 用 場 所			
利 用 資 料	品 名	数 量	備 考
利 用 責 任 者 名 及 び 連 絡 先			
そ の 他 参 考 事 項			

第 4 号様式 (第 3 条関係)

文化財保護センター資料特別利用許可書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事 印

年 月 日付けで申請のあった文化財保護センター資料の特別利用については、下記のとおり許可します。

記

利用の目的又は用途			
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)		
利 用 場 所			
利 用 資 料	品 名	数 量	備 考
許 可 条 件 等			

- 注 1 この許可書は、特別利用の際に文化財保護センターの担当者に提示すること。
- 2 センター施設内で特別利用を行う場合は、この許可書を利用期間中携帯すること。

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十二号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則（平成二十二年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「別表第一」の下に「及び条例第二条第三項の規定により読み替えて適用する条例別表第二」を加え、「同表」を「条例別表第一及び条例第二条第三項の規定により読み替えて適用する条例別表第二」に改める。

別表中

十九から二十一まで 削除

を

十九及び二十 削除

二十一 岐阜県文化財保護条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十七号）及び同条例の施行のための規則に基づく事務

岐阜県文化財保護条例施行規則（平成三十一年岐阜県規則第四十号。以下この項において「規則」という。）

1 規則第十三条の規定により書類を経由すること。

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県特定診療科医師研修資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十三号

岐阜県特定診療科医師研修資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県特定診療科医師研修資金貸付規則（平成二十七年岐阜県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金貸付規則

第一条中「不足している診療科」の下に「及び県内のへき地等の医師不足地域で特に需要が増大している総合診療科」を、「業務」の下に「医師として行うものに限る。」を加える。

第二条第一項中「医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項の臨床研修の修了後に、国内で専門医研修を受けている医師（以下「専門研修医」という。）であつて、専門医の認定を受けた後、貸付けを受けようとする期間に相当する期間、県内の医療機関において、次に掲げる診療科（以下「特定診療科」という。）の業務に従事する意思のあるもの」を「次の表のとおり」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

種 類	貸 付 け の 対 象 者
特定診療科医師研修資金	医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項の臨床研修の修了後に、国内で専門医研修を受けている医師（以下「専門研修医」という。）であつて、専門医の認定を受けた後、貸付けを受けようとする期間に相当する期間、県内の医療機関において、産婦人科、小児科、救急科又は麻酔科（以下「特定診療科」と総称する。）に係る業務に従事する意思のあるもの
総合診療科医師研修資金	専門研修医であつて、専門医の認定を受けた後、貸付けを受けようとする期間に相当する期間、県内の医療機関において、総合診療科に係る業務に従事する意思のあるもの

第三条第一項第一号中「前条第一項第一号に掲げる診療科」を「産婦人科及び総合診

療科」に改め、同項第二号中「前条第一項第二号から第四号までに掲げる診療科」を「小児科、救急科及び麻酔科」に改める。

第十三条第一項中「知事は、」の下に「次の各号に掲げる研修資金の」を加え、「認定を受けた後」の下に「（自治医科大学医学部を卒業し、総合診療科医師研修資金の貸付けを受けた者にあつては、専門医の認定を受け、かつ、学校法人自治医科大学が定める医学部の学生に対する修学資金の貸与に関する規程に基づき、修学資金の返還債務が免除される公立病院等での勤務期間が経過した後）」を加え、「知事が指定する医療機関で特定診療科の医師として業務に従事した」を「当該各号に定める要件を満たした」に改め、同項に次の各号を加える。

一 特定診療科医師研修資金 知事が指定する医療機関で特定診療科に係る業務に従事したとき。

二 総合診療科医師研修資金 岐阜医療圏（医療法第三十条の四第一項の規定により県が定める岐阜県保健医療計画において設定する岐阜医療圏をいう。）以外の区域内に所在する知事が指定する医療機関で総合診療科に係る業務に従事したとき。

第十三条第二項中「特定診療科の医師として」を「特定診療科又は総合診療科に係る」に改める。

別記第一号様式から別記第五号様式までを次のように改める。

別記

第1号様式（第4条関係）

研修資金貸付申請書

本 人	ふりがな		生年月日 及び年齢	年	月	日	
	氏 名			(満 歳)			
	研修を受ける診療 科名		貸付申請額	月額	円		
	研修プログラム名						
	主たる研修先の医 療機関の名称及び 住所						
	研修開始年月	年	月	修了予定年月	年	月	
	医籍登録番号	第	号	医籍登録 年 月 日	年	月	日
	現住所及び電話番 号	〒 () - 携帯電話 - -					
	帰省先住所及び電 話番号	〒 () -					
	メールアドレス	携帯メール： P Cメール：					
	貸付けを受けよう とする期間	年 月 日から 年 月 日まで					
	本研修資金以外の修学資金又は研修資金の受給について						
1 受けている (名称)							
2 受ける予定がある (名称)							
3 なし							
添 付 書 類	1 履歴書 2 貸付申請者の住民票の写し 3 専門医研修計画書 4 主たる研修を行う医療機関の開設者又は管理者の推薦書 5 その他知事が必要と認めるもの (1、2及び4に掲げる書類は、継続の貸付けを申請する場合にあっては、添付不要)						
上記のとおり、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{岐阜県特定診療科医師研修資金} \\ \text{岐阜県総合診療科医師研修資金} \end{array} \right\}$ の貸付けを受けたいので申請します。 なお、貸付けを受けることとなったうへは、岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金貸付規則の規定を遵守し、貸付けを受けようとする期間に相当する期間、業務に従事することを誓います。 年 月 日 申請者氏名 岐阜県知事 様 ㊟							

上記の申請者が貸付けを受ける { 岐阜県特定診療科医師研修資金
岐阜県総合診療科医師研修資金 } の返還債務につい

ては、本人と連帯して履行することを保証します。

なお、破産宣告は、受けておりません。

年 月 日

岐阜県知事 様

連 帯 保 証 人	住 所		電話番号 (自宅)	
	氏 名	㊞	生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)
	職 業		本人との 続 柄	

備考

- 1 「本研修資金以外の研修資金又は研修資金の受給について」の欄については、該当するものの数字を○で囲んだうえで、所要事項を記入すること。
- 2 岐阜県特定診療科医師研修資金又は岐阜県総合診療科医師研修資金のうち該当するものを○で囲むこと。

第2号様式 (第6条関係)

研修資金貸付決定通知書

第 年 月 日 号

様

岐阜県知事

印

年 月 日付けで申請のあった { 岐阜県特定診療科医師研修資金
岐阜県総合診療科医師研修資金 } の

貸付けについては、下記のとおり貸付けをすることに決定しましたので、岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金貸付規則第6条第1項の規定により通知します。

記

貸 付 決 定 番 号	第 号
貸 付 金 額	円
貸 付 期 間	年 月 ~ 年 月
貸 付 金 の 交 付 時 期	年 月

備考

- 1 岐阜県特定診療科医師研修資金又は岐阜県総合診療科医師研修資金のうち該当するものを○で囲むこと。
- 2 研修資金を返還することとなった場合は、年10%の利息が加算されます。

第 3 号様式 (第 6 条関係)

研修資金貸付不承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事 印

年 月 日付けで申請のあった { 岐阜県特定診療科医師研修資金
岐阜県総合診療科医師研修資金 } の貸付

けについては、下記の理由により不承認と決定しましたので、岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金貸付規則第 6 条第 1 項の規定により通知します。

記

理由

備考 岐阜県特定診療科医師研修資金又は岐阜県総合診療科医師研修資金のうち該当するものを○で囲むこと。

第4号様式(第8条関係)

研修資金借用証書	
借 用 金 額	円
借 用 期 間	年 月 ～ 年 月
岐阜県特定診療科医師研修資金 岐阜県総合診療科医師研修資金 を上記のとおり借用しました。 年 月 日 貸付決定番号 第 号 住 所 氏 名 ㊞ 岐阜県知事 様	

備考 岐阜県特定診療科医師研修資金又は岐阜県総合診療科医師研修資金のうち該当するものを○で囲むこと。

第 5 号様式 (第 9 条関係)

届 出 書

年 月 日

岐阜県知事 様

届出者 (本人) 住所

氏名 ㊟

連絡先 (電話番号)

貸付決定番号 第 号

岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金貸付規則第 9 条 { 第 1 項 } の規定によ
{ 第 2 項 }

り、下記のとおり届け出ます。

記

届 出 事 項	
届出事項の発生 年 月 日	
届 出 内 容	

添付書類

届出内容の欄に記載する事実を証する書類

備考 第 1 項又は第 2 項のうち該当するものを○で囲むこと。

別記第六号様式備考第一号中「岐阜県特定診療科医師研修資金貸付規則」を「岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金貸付規則」に改め、「こと」を「能」に改める。
別記第七号様式から第十四号様式までを次のように改める。

第 7 号様式 (第 12 条関係)

研修資金返還明細書				
返 還 金 額	円			
返 還 方 法	1 一括払い 2 その他 (年賦・半年賦)			
返 還 期 間	年 月から 年 月まで		返 還 回 数	回
1 回 当 た り の 返 還 額	第 1 回	円	第 2 回以後	円
返 還 理 由	岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金貸付規則第 12 条第 1 項 第 号該当			
この資金 を借用し 研修を受 けた期間	年 月～ 年 月 (か月)			
上記のとおり、$\left\{ \begin{array}{l} \text{岐阜県特定診療科医師研修資金} \\ \text{岐阜県総合診療科医師研修資金} \end{array} \right\}$ を返還します。 年 月 日 岐阜県知事 様 借 受 人 住 所 氏 名 ㊦ 電話番号 連帯保証人 住 所 氏 名 ㊦ 電話番号				

備考

- 1 返還方法は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 岐阜県特定診療科医師研修資金又は岐阜県総合診療科医師研修資金のうち該当するものを○で囲むこと。

第8号様式 (第12条関係)

研修資金返還方法変更承認申請書				
返 還 金 額	円			
返 還 方 法	現在	1 一括払い	2 その他 (年 賦・半年賦)	
	今後	1 一括払い	2 その他 (年 賦・半年賦)	
返 還 金 額 の 算 出	借 受 金 額	円		
	既 返 還 額	円		
	既 免 除 額	円		
	返還方法変更後の返還金額	円		
変更後の返還期間	年 月 から 年 月 まで		変 更 後 の 返 還 回 数	回
変更後1回当たりの返還額	第1回	円	第2回以後	円
変更しようとする 理 由	上記のとおり、{ 岐阜県特定診療科医師研修資金 岐阜県総合診療科医師研修資金 } の返還方法を変更したいので申請 します。 年 月 日 岐阜県知事 様 借 受 人 住 所 氏 名 電話番号 ㊞ 連帯保証人 住 所 氏 名 電話番号 ㊞			

備考

- 1 返還方法は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 岐阜県特定診療科医師研修資金又は岐阜県総合診療科医師研修資金のうち該当するものを○で囲むこと。

第 9 号様式 (第 15 条関係)

(表面)

研修資金返還免除申請書								
免 除 申 請 金 額	円							
免 除 申 請 理 由	1 岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金貸付規則第 13 条 第 1 項に該当 2 業務に起因する死亡 3 業務に起因する心身故障 4 岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金貸付規則第 14 条 に該当 5 その他 ()							
借 受 金 額	円	既 返 還 額	円					
既 免 除 額	円	返 還 額	円					
理由発生年月日	年 月 日							
研修修了年月日	年 月 日							
上記のとおり、 <table><tr><td rowspan="2">{</td><td>岐阜県特定診療科医師研修資金</td><td rowspan="2">}</td><td rowspan="2">の返還債務の免除を受けたいの</td></tr><tr><td>岐阜県総合診療科医師研修資金</td></tr></table> で申請します。				{	岐阜県特定診療科医師研修資金	}	の返還債務の免除を受けたいの	岐阜県総合診療科医師研修資金
{	岐阜県特定診療科医師研修資金	}	の返還債務の免除を受けたいの					
	岐阜県総合診療科医師研修資金							
年 月 日								
岐阜県知事 様								
借 受 人 住 所 氏 名 電話番号 ㊟								
連帯保証人 住 所 氏 名 電話番号 ㊟								

(裏面)

業務に従事した期間及び医療機関	
期間	医療機関
年 月 から 年 月 まで	医療機関名 電話番号 () — 所 在 地
年 月 から 年 月 まで	医療機関名 電話番号 () — 所 在 地
年 月 から 年 月 まで	医療機関名 電話番号 () — 所 在 地
年 月 から 年 月 まで	医療機関名 電話番号 () — 所 在 地
年 月 から 年 月 まで	医療機関名 電話番号 () — 所 在 地
年 月 から 年 月 まで	医療機関名 電話番号 () — 所 在 地
年 月 から 年 月 まで	医療機関名 電話番号 () — 所 在 地
県内業務従事期間 合計	年 か月

備考

- 1 添付書類は、次のとおりとする。
 - (1) 業務に従事した医療機関の名称、期間等を証する書類
 - (2) 休職及び当該休職に係る期間を証する書類
 - (3) 死亡又は退職の理由及び当該死亡又は退職に係る年月日を証する書類
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 2 免除申請理由は、該当するものの数字を○で囲むこと。
- 3 専門医研修の修了後に業務に従事した医療機関のうち、業務従事対象医療機関（岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金貸付規則第13条第1項の知事が指定する医療機関をいう。）を全て記入すること。
- 4 大学院在学期間がある場合は、「医療機関名」に当該大学院の名称を記入すること。
- 5 岐阜県特定診療科医師研修資金又は岐阜県総合診療科医師研修資金のうち該当するものを○で囲むこと。

第 10 号様式 (第 16 条関係)

研修資金返還免除決定通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事 印

年 月 日付けで申請のあった { 岐阜県特定診療科医師研修資金
岐阜県総合診療科医師研修資金 } の返

還債務については、下記のとおり免除することに決定したので通知します。

記

貸付決定番号	第 号
貸付金額	円
貸付期間	
免除金額	円

備考 岐阜県特定診療科医師研修資金又は岐阜県総合診療科医師研修資金のうち該当するものを○で囲むこと。

第 11 号様式 (第 16 条関係)

研修資金返還免除不承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事 印

年 月 日付けで申請のあった { 岐阜県特定診療科医師研修資金
岐阜県総合診療科医師研修資金 } の返還

債務の免除については、下記のとおり不承認と決定したので通知します。

記

理由

備考 岐阜県特定診療科医師研修資金又は岐阜県総合診療科医師研修資金のうち該当するものを○で囲むこと。

研修資金返還猶予申請書

猶予申請金額	円		
猶予申請期間	年 月 日から 年 月 日まで		
猶予申請理由	1 疾病 2 災害 3 その他 ()		
この資金を借用し研修を受けた期間	年 月 ～ 年 月		
借 受 金 額	円	既 返 還 額	円
既 免 除 額	円	返 還 未 済 額	円

上記のとおり、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{岐阜県特定診療科医師研修資金} \\ \text{岐阜県総合診療科医師研修資金} \end{array} \right\}$ の返還債務の履行の猶予を受けたいので申請します。

年 月 日

岐阜県知事 様

借 受 人 住 所 名 氏 電 話 番 号

連帯保証人 住所
氏名
電話番号

⑩

備考

- 1 猶予申請理由は、該当するものの数字を○で囲み、所要事項を記入すること。
- 2 岐阜県特定診療科医師研修資金又は岐阜県総合診療科医師研修資金のうち該当するものを○で囲むこと。

第 13 号様式 (第 18 条関係)

研修資金返還猶予決定通知書

様

第 年 月 日

岐阜県知事

印

年 月 日付で申請のあった

{	岐阜県特定診療科医師研修資金	}
	岐阜県総合診療科医師研修資金	

の返還債務の履行の猶予については、下記のとおり決定したので通知します。

記

貸付決定番号	第 号
返還猶予金額	円
返還猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで
返 還 期 間	年 月 日

備考 岐阜県特定診療科医師研修資金又は岐阜県総合診療科医師研修資金のうち該当するものを○で囲むこと。

第 14 号様式 (第 18 条関係)

研修資金返還猶予不承認決定通知書

第 年 月 日 号

様

岐阜県知事

印

年 月 日付けで申請のあった { 岐阜県特定診療科医師研修資金
岐阜県総合診療科医師研修資金 } の返

還債務の履行の猶予については、下記のとおり不承認と決定したので通知します。

記

理由

備考 岐阜県特定診療科医師研修資金又は岐阜県総合診療科医師研修資金のうち該当するものを○で囲むこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十四号

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

岐阜県会計規則（昭和三十二年岐阜県規則第十九号）の一部を次のように改正する。
第百十三条第二項中「掲げる」を「定める」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 契約保証金 次に掲げる契約の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 工事その他の請負に関する契約 知事が別に定める額

ロ イに掲げる契約以外の契約 契約金額が五百万円未満の場合にあつては当該額の百分の十以上、契約金額が五百万円以上の場合にあつては当該額の百分の五以上百分の十以下の範囲内において収支等命令者が定める額

別表二中「女性の活躍推進課」を「男女共同参画・女性の活躍推進課」に改める。
第三号様式を次のように改める。

5

納付番号	
納入者住所氏名	
金額	上記のとおり納付していただくものとします。納期限外に納付いただいた場合は、遅延金を徴せしめます。
納期限	

執行機関	
年度	
会計	
款項目	
細部	
納付理由	

上記の金額を徴収しました。

課長 日行印

(収納店→納入者) 脱税

Pay-easy（ペイジー）「ペイ」印字がある場合は、上記の金融機関のPay-easy（ペイジー）に「ペイジー」による入金（ペイジー）は、ペイジー（ペイジー）等を利用して納付することができます。ATM（現金自動預払機）等を利用して納付することができます。

Pay-easy（ペイジー）で納付された場合は、領収証が発行されません。領収証が必要な場合は、上記納付場所の窓口で納付してください。

Pay-easy（ペイジー）がご利用いただけるかどうかは、ご利用の金融機関にお問い合わせください。

[illegible]

備考 この様式は、公法上の債権に関する歳入について使用すること。私法上の債権に関する歳入にあつては、延滞金計算方法の欄を適宜削除する等して使用すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十五号

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県会計職員に関する規則（昭和三十九年岐阜県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表農政部農業経営課の部農業経営課高山市駐在の項中「農業経営課高山市駐在」を「農業経営課恵那市駐在」に改め、同部農業経営課美濃加茂市駐在の項を削り、同表警察本部総務室会計課の部生活環境課の項の次に次のように加える。

サイバー犯罪対策課

サイバー犯罪対策課において取り扱う特定消耗品（識別カードを除く。）の出納、保管及び記録管理に関すること。

組織規則第二章第一節の規定により置かれる課（広報課、法務・情報公開課、行政管理課、情報企画課、総務事務センター、地域スポーツ課、ねんりんピック推進事務局、防災課、県民生活課、医療整備課、国民健康保険課、医療福祉連携推進課、高齢福祉課、障害福祉課、女性の

組織規則第二章第一節の規定により置かれる課（広報課、法務・情報公開課、行政管理課、財課、県庁舎建設課、情報企画課、総務事務センター、外国活躍・共生社会推進課、地域スポーツ課、ねんりんピック推進事務局、消防課、県民生活課、医療整備課、国民健康保険課、医療福祉連携推進課、地域福祉課、高齢福祉課、障害福祉課

別表第一中

活躍推進課、子育て支援課、子ども家庭課、商業・金融課、労働雇用課、産業人材課、下水道課、建築指導課、住宅課及び水道企業課を除く。）、議会議事事務局総務課及び岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）第二条に規定する課

を

男女共同参画・女性の活躍推進課、子育て支援課、商業・金融課、労働雇用課、産業人材課、関ヶ原古戦場整備推進課、海戦略推進課、家畜防疫対策課、下水道課、建築指導課、公共建築課、住宅課及び水道企業課を除く。）、議会議事事務局総務課及び岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）第二条に規定する課（教育管理課を除く。）

に改め、同表行政管理課の項の次に次のように加える。

を 建 、 外 、 融 進 、 祉 、 、 進 ス 人 画 管 務 に

定 委 規 び

管財課	財産活用企画監
県庁舎建設課	県庁舎開設調整監
別表第一総務事務センターの項の次に次のように加える。	
外国人活躍・共生社会推進課	多文化共生推進監
別表第一防災課の項を次のように改める。	
消防課	救急支援監
別表第一医療福祉連携推進課の項の次に次のように加える。	
地域福祉課	福祉人材対策監
別表第一女性の活躍推進課の項中「女性の活躍推進課」を「男女共同参画・女性の活躍推進課」に改め、同表子ども家庭課の項を削り、同表産業人材課の項の次に次のように加える。	
関ヶ原古戦場整備推進課	施設整備企画監
海外戦略推進課	インバウンド推進監
家畜防疫対策課	家畜防疫企画監
別表第一建築指導課の項の次に次のように加える。	
公共建築課	入札執行管理監
別表第一出納事務局出納管理課の項中「及び審査係」を「審査第一係に属する上席	

の職員及び審査第二係」に改め、同項の次に次のように加える。

教育管理課
管理指導監

別表第二保健所（恵那保健所を除く。）の項中「恵那保健所を除く。」を削り、同表恵那保健所の項を削り、同表産業技術センターの項の次に次のように加える。

食品科学研究所
管理調整係に属する上席の職員

別表第二東海環状自動車道事務所の項中「管理用地係に属する上席の職員」を「総務課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百三十二号

岐阜県文化財保護条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十七号）に基づく岐阜県重要文化財等の指定基準、岐阜県重要無形文化財の保持者等の認定基準及び記録作成等の措置を講ずべき無形文化財等の基準を、次のとおり定める。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 岐阜県重要文化財指定基準

1 絵画、彫刻の部

- (一) 各時代の遺品のうち製作優秀で県の文化史上貴重なもの
- (二) 県の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの
- (三) 題材、品質、形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すもの
- (四) 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの
- (五) 渡来品で県の文化にとって特に意義のあるもの

2 工芸品の部

- (一) 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの
- (二) 県の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの
- (三) 形態、品質、技法又は用途等が特異で県にとって意義の深いもの
- (四) 渡来品で県の工芸史上に意義深く、密接な関連を有するもの

3 書跡、典籍の部

- (一) 書跡類は、宸翰^{しんかん}、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖^{ほくしやう}等で、県の書道史上の代表と認められるもの又は県の文化史上貴重なもの
- (二) 典籍類のうち写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で県の文化史上貴重なもの
- (三) 典籍類のうち版本類は、印刷史上の代表で県の文化史上貴重なもの
- (四) 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、県にとって学術的価値の高いもの
- (五) 渡来品で県の文化にとって特に意義のあるもの

4 古文書の部

- (一) 古文書類は、県の歴史上重要と認められるもの
- (二) 日記、記録類（絵画、系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で県の文化史上貴重なもの
- (三) 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、県にとって学術上重要と認められるもの
- (四) 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、県にとって学術的価値の高いもの
- (五) 渡来品で県の歴史上特に意義のあるもの

5 考古資料の部

- (一) 土器、石器、木器、骨角牙器、玉その他縄文時代及びそれ以前の遺物で県にとって学術的価値の特に高いもの
- (二) 銅鐸^{たうたく}、銅剣、銅鉾^{ほこ}その他弥生時代の遺物で県にとって学術的価値の特に高いもの
- (三) 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で県にとって学術的価値の特に高いもの
- (四) 宮殿・官衙^{がが}・寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で県にとって学術的価値の特に高いもの

- (五) 渡来品で県の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

6 歴史資料の部

- (一) 政治、経済、社会、文化等県の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- (二) 県の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- (三) 県の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- (四) 渡来品で県の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

7 建造物の部

- 建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち県にとって意匠的に優秀なもの、技術的に優秀なもの、歴史的価値の高いもの、学術的価値の高いもの又は流派的若しくは地方的特色において顕著なもので、かつ、各時代又は類型の典型となるもの

二 岐阜県重要無形文化財指定基準

1 芸能関係

- (一) 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち、県にとって歴史上芸術上価値の高いもの
- (二) 前号の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの
- (三) 前二号の芸能又は技法を成立させる上に欠くことのできない重要な技能又は技術のうち、当該芸能若しくは技法の表現に伴う技能で優秀なもの又は当該芸能若しくは技法の表現に欠くことのできない用具等の製作、修理等の技術で優秀なものは、当該芸能若しくは技法の一部として、又はこれらとともに指定することができる。

2 工芸技術関係

- (一) 陶芸、染織^{しんし}、漆芸^{しき}、金工その他の工芸技術のうち、県にとって歴史上芸術上価値のあるもの
- (二) 有形文化財の修理、模写、模造等の技術又は規矩^{こく}術等の建築術その他美術に関する技術で特に優秀なもの

三 岐阜県重要有形民俗文化財指定基準

- 1 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形様、製作技法、用法等において県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- (一) 衣食住に用いられるもの

- (二) 衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家事調度、住居等
生産、生業に用いられるもの
- (三) 農具、漁獵具、工匠用具、紡織用具、作業場等
交通、運輸、通信に用いられるもの
- (四) 運搬具、舟車、飛脚用具、関所等
交易に用いられるもの
- (五) 計算具、計量具、看板、鑑札、店舗等
社会生活に用いられるもの
- (六) 贈答用具、警防用具、刑罰用具、若者宿等
信仰に用いられるもの
- (七) 祭祀具、奉納物、法会具、偶像類、呪術用具、社祠等
民俗知識に関して用いられるもの
- (八) 曆類、卜占用具、医療具、教育施設等
民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの
- (九) 衣裳、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等
人の一生に関して用いられるもの
- (十) 産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等
年中行事に用いられるもの
- (十一) 正月用具、節供用具、盆用具等
- 2 有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が、歴史的変遷を示すもの、時代的特色を示すもの、地域的特色を示すもの、技術的特色を示すもの、生活様式の特徴を示すもの又は職能の様相を示すものうち県民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの
- 3 我が国民以外の人々に係る有形の民俗文化財又はその収集で県民の生活文化との関連上特に重要なもの
- 四 岐阜県重要無形民俗文化財指定基準
- 1 次に掲げる風俗慣習のうち県にとって特に重要なもの
- (一) 由来、内容等において県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- (二) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの
- 2 次に掲げる民俗芸能のうち県にとって特に重要なもの

- (一) 芸能の発生又は成立を示すもの
- (二) 芸能の変遷の過程を示すもの
- (三) 地域的特色を示すもの
- 3 次に掲げる民俗技術のうち県にとって特に重要なもの
- (一) 技術の発生又は成立を示すもの
- (二) 技術の変遷の過程を示すもの
- (三) 地域的特色を示すもの
- 五 岐阜県史跡名勝天然記念物指定基準
- 1 史跡
- (一) 次に掲げるもののうち、県にとって歴史上学術上価値の高いもの
- (1) 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡
- (2) 国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- (3) 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- (4) 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- (5) 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- (6) 交通・通信施設、治山・治水施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- (7) 墳墓及び碑
- (8) 旧宅、園地その他特に由緒のある地域の類
- (9) その他の重要な遺跡
- 2 名勝
- (一) 次に掲げるもののうち、県にとって芸術上観賞上価値の高いもの
- (1) 庭園
- (2) 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- (3) 鳥獣、魚虫などの生息する場所
- (4) 岩石、洞穴
- (5) 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- (6) 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- (7) 火山、温泉
- (8) 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- (9) 展望地点
- 3 天然記念物

(一) 次に掲げる動物、植物及び鉱物のうち、県にとって学術上価値の高いもので自然を記念するもの (1) 動物 イ 著名な動物及び生息地 ロ 自然環境における動物又は動物群集 ハ 畜養動物 ニ 家畜以外の動物で海外より移植され現時野生の状態にある著名なもの及びその生息地 ホ 動物標本 (2) 植物 イ 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢 ロ 原始林、稀有の森林植物相 ハ 高山植物帯、特殊岩石地植物群落 ニ 原野植物群落 ホ 泥炭形成植物の発生する地域 ヘ 洞穴に自生する樹物群落 ト 地泉、温泉、湖沼、河等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域 チ 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木 (3) 地質鉱物 イ 岩石、鉱物及び化石産出状態 ロ 地層の整合及び不整合 ハ 地層の褶曲及び衝上 ニ 生物の働きによる地質現象 ホ 地震断層など地塊運動に関する現象 ヘ 洞穴 ト 岩石の組織 チ 温泉及びその沈澱物 リ 風化及び侵蝕に関する現象 ヌ 硫気孔及び火山活動によるもの ル 冰雪霜の営力による現象	
六 岐阜県重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準 1 芸能関係 (一) 保持者 (1) 岐阜県重要無形文化財に指定される芸能又は芸能の技法（以下単に「芸能又は技法」という。）を高度に体現できる者 (2) 芸能又は技法を正しく体得し、かつ、これに精通している者 (3) 二人以上の者が一体となって芸能又は技法を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員 (二) 保持団体 芸能又は技法の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体 2 工芸技術関係 (一) 保持者 (1) 岐阜県重要無形文化財に指定される工芸技術（以下単に「工芸技術」という。）を高度に体得している者 (2) 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者 (3) 二人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員 (二) 保持団体 工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体 七 記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の基準 1 芸能関係 音楽、舞踊、演劇その他の芸能及びこれらの芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法並びにこれらの芸能又はその技法を成立させる上に欠くことのできない技能又は技術のうち県の芸能の変遷の過程を知る上に貴重なもの 2 工芸技術関係 陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術及び有形文化財の修理、模写、模造等の技術、規矩術等の建築術その他美術に関する技術のうち県の工芸技術又は美術に関する技術の変遷の過程を知る上に貴重なもの	

八 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の基準

- 1 次に掲げる風俗慣習のうち県にとって重要なもの
 - (一) 由来、内容等において県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- 2 年行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの
 - (一) 芸能の発生又は成立を示すもの
 - (二) 芸能の変遷の過程を示すもの
 - (三) 地域的特色を示すもの
- 3 次に掲げる民俗技術のうち県にとって重要なもの
 - (一) 技術の発生又は成立を示すもの
 - (二) 技術の変遷の過程を示すもの
 - (三) 地域的特色を示すもの
- 4 その他の無形の民俗文化財のうち岐阜県重要有形民俗文化財の特質を理解するため特に必要なもの
- 5 我が国民以外の人々に係る無形の民俗文化財で県民の生活文化との関連上特に重要なもの

平成三十一年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社